

各 附 属 機 関 の 長  
各 地 方 機 関 の 長 殿  
各 都 道 府 県 警 察 の 長

警 察 庁 丙 運 発 第 4 1 号  
平 成 1 1 年 1 1 月 1 日  
警 察 庁 交 通 局 長

大型自動二輪車免許の技能試験実施に当たっての運用について  
大型自動二輪車を使用しての技能試験等については、次のとおり運用することとしたので誤りのないようにされたい。

記

1 技能試験における安全を確保するなどのための措置

大型自動二輪車免許の技能試験を受けようとする者に対しては、技能試験における安全の確保及び現実の交通場面での必要性を考慮し、次の措置を講じることとする。

( 1 ) 事前の指導・確認

技能試験を行う前に、必要によりあらかじめそのやり方を指導して、次の事項について確認を行い、いずれかに該当する者に対しては、当該受験をしないよう又は普通自動二輪車免許等他の受験申請を行うよう指導するものとする。

- ア 大型自動二輪車を8の字型に押して歩くことが完全にはできない者
- イ 倒れている大型自動二輪車を引き起こすことができない者

( 2 ) 事前の走行確認

普通自動二輪車免許を全く有しない者又は小型限定に係る普通自動二輪車免許を有する者に対しては、上記に加えて、事前に総排気量300cc以上の普通自動二輪車を使用して幹線コース及び周回コースをおおむね500メートル走行させ、その者が安全に受験できるかどうかを確認するものとする。

受験に危険が伴うと判断した場合には、当該受験をしないよう又は普通自動二輪車免許等他の免許の受験申請を行うよう指導するものとする。

2 指導に従わず、受験を希望する者に対する対応

前記1(1)及び(2)に定める内容の指導に従わず、大型自動二輪免許の受験を希望する者については、これを認めるものとする。

3 事前の指導・確認及び走行確認の省略

技能試験の実施に当たっての安全の確保ができることなどを、他の方法により確認できる場合には、前記1(1)「事前の指導・確認」及び(2)「事前の走行確認」を省略することができるものとする。